〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人 神徳会

①　■ 財団　　□ 社団（ □ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

▨ その他

③　□ 基金制度採用　　□ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　山口県防府市お茶屋町３番２７号

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　昭和２６年３月　２日

(4) 設立登記年月日　　昭和２６年３月１４日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	三田尻病院	~~0-6-1-0-3-5-9~~ 35/06/0359	山口県防府市お茶屋町３番２７号	一般病床１２８床
診療所				
介護老人保健施設				
介護医療院				

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を［　　］書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 5月 30日　2023年度事業報告、決算並びに余剰金処分（案）の承認について
令和 6年 5月 30日　役員（理事・理事長・監事）並びに評議員の専任について
令和 6年 5月 30日　2024年度内における借入金の限度額の承認について
令和 6年 8月 22日　2024年度　第1四半期の業績について
令和 6年 8月 22日　2024年度（第1四半期）経営戦略会議承認事項について
令和 6年 8月 22日　2024年度（第1四半期）部門別目標対実績について
令和 6年 11月 28日　2024年度　上半期の業績について
令和 6年 11月 28日　2024年度（第2四半期）経営戦略会議承認事項について
令和 6年 11月 28日　2024年度（上半期）部門別目標対実績について
令和 7年 2月 20日　2024年度　第3四半期の業績について
令和 7年 2月 20日　2024年度　決算見通しについて
令和 7年 2月 20日　医療関係者奨学金貸付規程の一部改正並びに奨学生の決定について
令和 7年 2月 20日　2023年度（第3四半期）経営戦略会議承認事項について
令和 7年 3月 27日　2025年度　事業計画（案）について
令和 7年 3月 27日　2025年度　収支計画（案）について
令和 7年 3月 27日　2024年度　経営戦略会議承認事項について

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

様式２

法人名　医療法人 神徳会
所在地　防府市お茶屋町3-27

※医療法人整理番号	5	0	0	1	6

財　産　目　録

（令和7年3月31日現在）

１．資　産　額　3,705,754 千円
２．負　債　額　783,660 千円
３．純　資　産　額　2,922,094 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		2,184,626
B 固定資産		1,521,128
C 資産合計	（A＋B）	3,705,754
D 負債合計		783,660
E 純資産	（C－D）	2,922,094

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－１

法人名　医療法人 神徳会
所在地　防府市お茶屋町3-27

※医療法人整理番号	5	0	0	1	6

貸借対照表

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産合計	2,184,626	Ⅰ 流動負債合計	222,860
現金及び預金	1,741,107	未払金	168,767
医業未収金	370,805	預り金	6,601
未収金	3,159	仮受金	12,603
医薬品	13,365	未払消費税等	6,723
診療材料	2,172	未払費用	28,164
貯蔵品	1,264	Ⅱ 固定負債合計	560,799
前払保険料	51,573	長期借入金	534,492
仮払金	1,084	退職給付引当金	26,307
預託金	94	負債合計	783,659
Ⅱ 固定資産合計	1,521,128	純資産の部	
1 有形固定資産計	1,383,838	科目	金額
建物	577,007	Ⅰ 出資金	50,000
建物付属設備	181,466	Ⅱ 積立金	2,872,094
構築物	5,148	退職給与積立金	1,000
医療用器械備品	205,301	繰越利益積立金	2,871,094
その他の器械備品	65,309		
車両運搬具	2,645		
土地	335,786		
一括償却資産	11,173		
2 無形固定資産計	117,092		
電話加入権	280		
ソフトウェア	116,811		
3 その他の資産計	20,196		
出資金	2,160		
保証金	20		
敷金	1,430		
奨学金積立金	8,830		
長期前払費用	7,756	純資産合計	2,922,094
資産合計	3,705,754	負債・純資産合計	3,705,754

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

３．経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人 神徳会
所在地　防府市お茶屋町3-27

※医療法人整理番号	5	0	0	1	6

損　益　計　算　書

（自　令和　6年　4月　1日　至　令和　7年　3月　31日）

（単位：千円）

科目		金額	
Ⅰ 事業損益			
1 医業収益合計			2,459,483
2 医業費用合計			2,541,720
	事業損失		▲82,237
Ⅱ 医業外収益合計			
受取利息配当金		967	
保育給付金収益		24,467	
運営費補助金収益		11,567	
患者外給食収益		1,251	
その他医業外収益		32,160	70,413
Ⅲ 医業外費用合計			
支払利息		2,237	
雑損失		3,498	5,735
	経常損失		▲17,559
Ⅳ 特別利益			
固定資産売却益			9,187
Ⅴ 特別損失			
固定資産除却損			5,000
	税引前当期損失		▲13,372
	法人税、住民税及び事業税		71
	当期損失		▲13,443

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失をを示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人神徳会
理事長　神徳眞也　　殿

私たちは、医療法人神徳会の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月２９日
医療法人神徳会

監事　近藤　宏

監事　石川　洋